

財務省告示第二百七十七号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十六年五月二十五日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。
 平成十六年六月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項の適	振替法の適	用等	発行方法	発行金額	払込金額	最低額面金額	振替単位	振替法の規定による振替口座簿	の記載又は記録は、最低額面金額と	の整数倍の金額によるものと
利付国庫債券（十年）（第二百五十九回）	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一百一号）第十一條第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下	「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替	機関は日本銀行とする。	日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第二十四條第三項第五号に規定する簡易生命保	險資金による引受け	額面金額で千七百五十億円	千七百五十億円	五万円	振替法の規定による振替口座簿	の記載又は記録は、最低額面金額と	の整数倍の金額によるものと
										平成一六年五月二十五日	額面金額百円につき百円	年一・五パーセント
										発行行	発行行	発行行
										利率	利率	利率
										経過利率	経過利率	経過利率
										の払込み	の払込み	の払込み
										た金額を第十八号に規定する期	た金額を第十八号に規定する期	た金額を第十八号に規定する期

日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.5 \times \frac{66}{365}}{100}$$

十三 初期利子

平成十六年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.5 \times 1}{100 \times 2}$$

十四

第二期以後の利子

毎年三月二十日及び九月二十日を、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十五

償還期限

平成二十六年三月二十日

十六

償還金額

日本銀行額百円につき百円

十七

元利支

平成十六年五月二十五日

十八

払込期日

平成十六年五月二十五日